

令和8年度 建設コンサルタント業務における条件付一般競争入札 (実績申告型) の取組方針について

大阪府が専ら管理する港湾若しくは海岸等に関する業務を対象とします。
(大阪港湾局のうち、計画整備部計画課計画調整担当、同部振興課利用促進担当及び泉州港湾・海岸部が発注する業務)

大阪港湾局では、「大阪港湾局条件付き一般競争入札(実績申告型)」(以下「実績申告型」という。)について、以下のとおり継続して運用します。

なお、詳細については、業務案件毎に公告時に配布される実績申告書作成要領などを熟読願います。

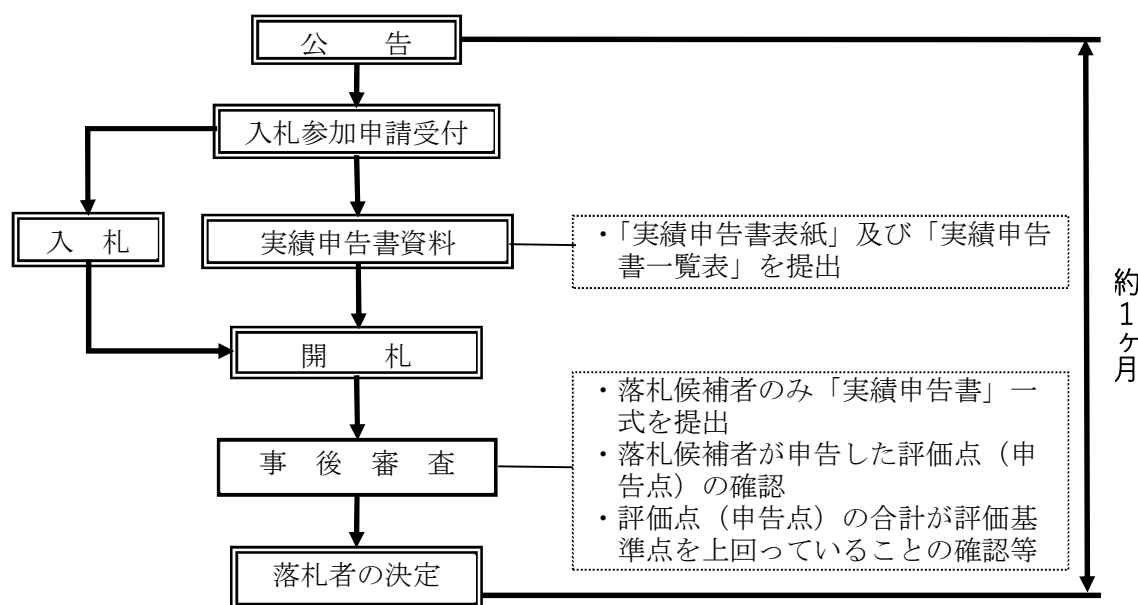
1. 実績申告型の概要

実績申告型とは、入札参加資格に定める「評価基準点」以上の申告点を有する入札参加者間で価格競争を行い、落札候補者を決定する方式です。

2. 対象業務

実績申告型の対象とする業務は、一定の技術力を必要とし、入札参加者に対して企業の実績などを求める業務とします。

3. 実績申告型の手続きフロー



※「実績申告書」は、業務案件毎に電子入札公告と併せて交付する「実績申告書作成要領」に基づき作成します。

4. 実績申告型における審査

(1) 評価基準点（技術力評価基準点）

「評価基準点」は、当該業務の入札参加条件の一つとして大阪府で示す基準となる点であり、案件ごとに電子入札公告にて定めます。

なお、技術力評価基準点を設け、全体の評価に加えて、技術力の評価も併せて行います。

(2) 実績評価基準

「実績評価基準」は案件ごとに実績申告書作成要領を定めます。

「実績評価基準」の各項目の合計点に対して定める「評価基準点」及び「技術力評価基準点」に対して、各々それ以上の実績がある者が、入札に参加できることとなります。

実績評価基準

分類	評価項目	評価内容	評価基準	点数	
企業の技術力	優良表彰受賞	大阪府都市整備部(※5)又は大阪港湾局(※6)における過去2年間の優良工事等表彰受賞の有無(※1)	都市整備部長受注者表彰の受賞 大阪港湾局優秀表彰(受注者)の受賞	8	
			事務所長等受注者表彰の受賞 大阪港湾局優良表彰(受注者)の受賞	6	
	優良な業務成績点	大阪府都市整備部(※5)又は大阪港湾局(※6)発注業務のうち過去3年間の成績点(※2)	① 80点以上が4件以上の場合	選 択	8
			② 75点～79点の業務1件以上と80点以上が3件の場合		7
			③ 80点以上が3件の場合		6
			④ 75点～79点の業務1件以上と80点以上が2件の場合		5
			⑤ 80点以上が2件の場合		4
			⑥ 75点～79点の業務1件以上と80点以上が1件の場合		3
			⑦ 80点以上が1件の場合		2
			⑧ 75点～79点の業務1件以上の場合		1
業務成績点に係る減点		70点以上74点以下、受注実績なし	0		
		⑨ 69点以下1件 69点以下2件以上	-3 -6		
常駐有資格者数	大阪府と契約する営業所の常駐有資格者数	建設部門の技術士【総合技術監理部門含】5名～9名(公園設計は対象外)	2		
		建設部門の技術士【総合技術監理部門含】10名以上(公園設計は5名以上)	4		
管理技術者の技術力	優良表彰受賞	大阪府都市整備部(※5)又は大阪港湾局(※6)における過去2年間の優良工事等表彰受賞の有無(※1)	都市整備部長配置技術者表彰の受賞 大阪港湾局優秀表彰(配置技術者)の受賞	選 択	6 5
			事務所長等配置技術者表彰の受賞 大阪港湾局優良表彰(配置技術者)の受賞		
	同種業務の実績と成績点	過去5年間に大阪府都市整備部(※5)又は大阪港湾局(※6)発注の同種業務(管理技術者又は担当技術者として全期間従事したものに限り)(※3)の実績があり、成績点が80点以上の場合	過去5年間に国、地方公共団体等(※4)発注の同種業務(管理技術者として全期間従事したものに限り)(※3)の実績があり、成績点が75点以上の場合	4	
			過去5年間に国、地方公共団体等(※4)発注の同種業務(担当技術者として全期間従事したものに限り)(※3)の実績があり、成績点が75点以上の場合	3	
			過去5年間に大阪府都市整備部(※5)又は大阪港湾局(※6)発注の同種業務(管理技術者又は担当技術者として全期間従事したものに限り)(※3)の実績と成績点	69点以下の実績がある場合	-3
	CPDへの取組状況	過去1年間におけるCPDの取得(※7)	50ポイント以上	1	
若手技術者の配置	当該業務に配置する管理技術者の年齢	配置する管理技術者が入札公告の時点で40歳以下である場合	1		
企業の信頼性・社会性	地域性	本店の所在地	大阪府内	2	
		資本金又は大阪府内営業所常駐社員数	大阪府内本店の場合、資本金1千万円を超える 大阪府外本店の場合、大阪府内営業所常駐社員数51名以上	1	
		施設点検業務等への協力	前年度以降の活動実績	1	
	大阪府施策に対する取組	障がい者の雇用状況	障がい者の実雇用率が法定雇用率を超えている	1	
合計(最大)				25	
うち、技術点の合計点				20	

- ※1 「優良建設工事等表彰受賞」は、年度内の全ての実績申告型の案件に申告できます。
ただし、「優良建設工事等表彰受賞」の評価項目を申告する場合は、「優良な業務成績点」は同時に申告できません。
- ※2 「優良な業務成績点」は、年度内の全ての実績申告型の案件に申告できます。
「優良な業務成績点」「業務成績点に係る減点」は、過去3か年の実績により加点（減点）の判断をします。
- ※3 同種業務とは、入札参加資格として設定している業務をいいます。ただし、業務内容によっては別途定める場合があります。
- ※4 国、地方公共団体、道路公社、住宅供給公社、土地開発公社、地方独立行政法人及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条第1項各号に規定する法人が発注した業務に限ります。
- ※5 都市整備部については住宅建築局を除きます。
- ※6 大阪港湾局は、大阪港湾局（計画整備部計画課計画調整担当、同部振興課利用促進担当、泉州港湾・海岸部）発注を対象とします。
- ※7 「(一社)建設コンサルタンツ協会」、「(公社)土木学会」、「(公社)日本技術士会」いずれかのCPD認定プログラムを対象とします。

○参加者は実績評価基準に基づき自己採点を行い、参加資格で示す評価基準点及び技術力評価基準点以上であれば、入札参加できます。

○開札後に落札候補者について、入札参加資格の確認と併せて実績申告資料に基づき参加資格で示す評価基準点及び技術力評価基準点以上であることを事後審査し、条件を満たしていれば落札者となります。

【基準点と評価点（申告点）の考え方（例）】

「全体の評価基準点11点以上。うち、技術力評価基準点9点以上」と公告で示されている場合

項目 入札参加者	全体の評価点 (申告点)	技術力評価点 (申告点)	入札参加 の可否	備考
A社	11点	9点	○	「全体の評価点」「技術力評価点」とも各基準点を上回っており参加可
B社	11点	11点	○	「技術力評価点」だけで「全体の基準点」を上回っていても参加可
C社	11点	8点	×	「技術力評価点」が「技術力基準点」を下回っているため参加不可
D社	10点	9点	×	「全体の評価点」が「全体の基準点」を下回っているため参加不可
E社	8点	6点	×	「全体の評価点」「技術力評価点」とも基準点を下回っており参加不可

【「同種業務の実績と成績点」の評価の考え方（例）】

同種業務の実績と成績点 (過去5年間の元請として引渡し完了した業務実績)		点数	
		管理技術者としての業務実績	担当技術者としての業務実績
大阪府都市整備部(※5)又は大阪港湾局発注の同種業務(全期間従事したものに限る)(※3)の実績	80点以上の場合	5点	5点
	75点~79点の場合	4点	3点
	70点~74点の場合	0点	0点
	69点以下の場合	-3点	-3点
国、地方公共団体等(※4)発注の同種業務(全期間従事したものに限る)(※3)の実績	75点以上の場合	4点	3点
	74点以下の場合	0点	0点

※3 同種業務とは、入札参加資格として設定している業務をいいます。ただし、業務内容によっては別途定める場合があります。

※4 国、地方公共団体、道路公社、住宅供給公社、土地開発公社、地方独立行政法人及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令(平成13年政令第34号)第1条第1項各号に規定する法人が発注した業務に限ります。

※5 都市整備部については住宅建築局を除きます。

6. 実績申告型による落札者の決定

(1) 落札候補者となる者

入札価格が予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札書を提出した者のうち、最低価格の入札者(実績申告書の提出の無い者は除きます。)を落札候補者とします。

なお、落札候補者が2者以上あるときは、入札書提出時に入力した「くじ入力番号」に従い、電子くじにより順位を決定し、その順位に従い事後審査を行います。

(2) 落札者の決定

落札候補者となり、事後審査により有効な入札書を提出したと認められた者を落札者とします。

事後審査は、通常の事後審査と併せて落札候補者が作成した実績申告書の審査を行うものです。

7. その他留意事項

(1) 業務成績点の減点について

- (ア) 70点未満の業務成績点の実績があるにもかかわらず申請をせず、落札決定以降に減点の実績が判明した場合は、業務成績点を5点減点します。
- (イ) 「配置技術者の実績」について、実績申告書により申告した場合は、業務期間の当初から配置しなければなりません。なお、業務期間の当初に配置した技術者の途中交代を行う場合は、同等以上の評価がなされる技術者を配置するものとします。ただし、「死亡」により途中交代を行う場合はこの限りではありません。「死亡」以外の理由により、同等以上の評価ができない者を配置する場合は、その交代日から次年度末まで、都市整備部発注の総合評価方式による公告案件において、配置技術者に係る加点申請を認めないものとし、併せて業務成績点を5点減点します。

用語の定義

実績評価基準：

「企業の技術力」、「管理技術者の技術力」及び「企業の信頼性・社会性」の項目に対して大阪府が予め定める基準。入札参加者は、この基準に基づき自社の実績を申告します。

評価点（申告点）：

実績評価基準の項目の内、入札参加者が作成する実績申告書により申告する点数。

評価基準点：

業務案件毎に大阪府が定める点数で、入札参加者は、評価基準点以上の評価点（合計点）でなければ入札に参加できません。（なお、全体の評価基準点の内訳として、「技術力評価基準点」も併せて定めます。）

【参考】

令和8年度 建設コンサルタント業務における条件付一般競争入札（実績申告型）の取組方針の主な改正点

特になし

お問合せ先

大阪港湾局 泉州港湾・海岸部 総務振興課

TEL：0725-21-7216